

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

10,543,919個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第26期利益処分案承認の件

議案の内容は、前記添付書類（45頁）に記載のとおりであります。

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大に努め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、適正に利益を還元することを基本方針としています。

このような方針のもと、当期の株主配当金につきましては、経営基盤の強化と中長期的観点からの安定的配当の継続とのバランスを勘案し、1株につき2円50銭とさせていただきたいと存じます。前期の期末株主配当金は1株につき7円でありましたが、平成18年1月に株式分割（1株を3株に分割）を実施しているため、当期の株主配当金は前期に比べ実質50銭の増配となります。

また、当期の内部留保金につきましては、将来の事業展開に向けた財務体質および経営基盤の強化に活用し、事業の拡大に努めてまいり所存であります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) インターネット利用が一般化したことと公告掲載費用の削減を勘案し、より効率的で経済的な情報開示方法として電子公告を採用するため、現行定款第4条（公告の方法）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が施行されたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。

当社が設置する機関を定めるため、変更案第18条（取締役会の設置）、第32条（監査役および監査役会の設置）および第41条（会計監査人の設置）を新設するものであります。

株式に係る株券を発行する旨を定めるため、変更案第6条（株券の発行）を新設するものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、変更案第9条（単元未満株主の権利）を新設するものであります。

株主に対する効率的かつ充実した情報の開示を行うことができるようにするため、変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

議決権の代理権行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第15条（議決権の代理行使）に所要の変更を行うものであります。

取締役会の書面または電磁的方法による決議が認められたことに伴い、機動的な経営を可能とするため、変更案第26条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

社外監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材の招聘を容易にするため、変更案第40条第2項を新設するものであります。

その他全般にわたり会社法の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除、条数および項数の変更等を行うものであります。なお、変更案第31条第1項および第40条第1項の規定は、それぞれ現行定款第29条第1項および第38条も含めて規定する趣旨であります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (省略)</p> <p>(目的) 第2条 (省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (省略)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>3,600,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>3,600,000,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行) 第6条 <u>当会社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、 100株とする。 (新設)</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る 株券) 第8条 当社は1単元の株式の数に満た ない株式に係る株券を発行しない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株と する。 — 当社は、第6条の規定にかかわら ず、単元未満株式に係る株券を発行し ない。ただし、株式取扱規則に定める ところについてはこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。 以下同じ。)は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。 — 会社法第189条第2項各号に掲げる 権利 — 会社法第166条第1項の規定による 請求をする権利 — 株主の有する株式数に応じて募集株 式の割当ておよび募集新株予約権の割 当てを受ける権利</p>
<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代 理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選定 する。 当社の株主名簿、実質株主名簿お よび株券喪失登録簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株式の 名義書換、株券の不所持、株主(実質 株主を含む。以下同じ)のなすべき届 出、株券の再交付、実質株主名簿の作 成、実質株主通知の受理、株券喪失登 録および単元未満株式の買取り、そ 他株式に関する事務は、名義書換代理 人に取り扱わせ、当会社においてはこ れを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置 く。 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって定 め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を 含む。以下同じ。)、新株予約権原簿お よび株券喪失登録簿の作成ならびに備 置きその他の株主名簿、新株予約権原 簿および株券喪失登録簿に関する事務 は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第10条 <u>株券の種類、株式の定義書換、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) 第11条 <u>当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することの出来る株主とする。</u> <u>前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長) 第13条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則) 第11条 <u>当社の株主および新株予約権者の権利行使、株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日) 第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集者および議長) 第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、他の議決権ある株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、株主または代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当会社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
— (省 略)	— (現行どおり)
<p>(取締役の任期) 第19条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役の招集者および議長) 第20条 (省 略)</p>	<p>(取締役の招集者および議長) 第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集手続) 第21条 (省 略)</p>	<p>(取締役会の招集手続) 第23条 (現行どおり)</p>
<p>(役付取締役) 第22条 (省 略)</p>	<p>(役付取締役) 第24条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役) 第23条 (省 略) 取締役社長のほか、取締役会の決議により、前条の役付取締役の中から当会社を代表すべき取締役を<u>選任</u>することができる。</p>	<p>(代表取締役) 第25条 (現行どおり) 取締役社長のほか、取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から当会社を代表すべき取締役を<u>選定</u>することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>(取締役の業務執行) 第25条 (省 略)</p>	<p>(取締役の業務執行) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>— <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第27条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(相談役) 第28条 (省 略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であら かじめ定めた金額または同条第19号各号の金額の合計額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の数) 第30条 (省 略)</p> <p>(監査役の選任) 第31条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役会規程) 第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であら かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第32条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の数) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第34条 (省 略) (新 設)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 — 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第37条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>— 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 (現行どおり) — 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>— <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第41条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第39条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金ならびに中間配当)</p> <p>第40条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは質権者に支払う。</u></p> <p>— <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当）をなすことができる。</u></p> <p>— <u>金銭の分配の有無、金額その他必要な事項は、前項の日より3ヶ月以内に取締役会で定めるものとする。</u></p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 — 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(新 設)	(中間配当) 第44条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(除斥期間) 第41条 利益配当金および中間配当その他の分配金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第3号議案 取締役1名選任の件

業容の拡大に対応するため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、増員選任されます取締役の任期は、当社定款第19条第2項(第2号議案のご承認をいただいた場合は、変更後の当社定款第21条第2項)の定めに従い、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社の株式数	
マーク・シュワルツ (昭和29年6月15日生)	昭和54年7月	Goldman Sachs & Co. 投資銀行部門 入社	
	昭和63年11月	同社パートナー	
	平成8年11月	同マネージング・ディレクター	
	平成9年6月	ゴールドマン・サックス証券会社社長	
	平成10年10月	The Goldman Sachs Group, L.P. (現 The Goldman Sachs Group, Inc.) 経営委員会委員	
	平成11年7月	Goldman Sachs-Asia会長	
	平成13年6月	当社取締役	
	平成15年1月	Soros Fund Management LLC President and CEO	
	平成16年6月	当社取締役退任	
平成18年6月	Mission Point Capital Partners LLC Co-Chairman (現任)		

- (注) 1. 取締役候補者 マーク・シュワルツ氏は、社外取締役の要件を満たしております。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上